

# 新販路開拓に向けた設備導入支援事業 公募要領

## 目次

1	留意事項	2
2	第1 補助事業の概要	3
3	第2 申請手続き	5
4	第3 応募時提出資料	8
5	関係書類一覧	9

### 【 公 募 期 間 】

令和2年7月20日(月)～8月31日(月)

(応募状況により、延長することがあります。)

ご担当者と連絡先電話番号を明記のうえ、下記まで郵送してください。(締切日必着)

### 【提出先・お問い合わせ先】

東京都 産業労働局 農林水産部

農業振興課 農業振興担当

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階南側

TEL 03(5320)4833(直通) E-mail: S0000487@section.metro.tokyo.jp

インターネットホームページ

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/nougyou/other/corona0207/index.html>

## 留 意 事 項

- 本補助事業は、「東京都補助金等交付規則」（昭和 37 年 9 月 29 日規則第 141 号）及び「新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱」（令和 2 年 7 月 13 日 2 産 労農振第 880 号）に基づき実施されます。
- 補助金の申請に際しては、必要に応じて農業改良普及センター等の助言を受けながら「補助金交付申請書（別記様式第 1 号）」及び「事業計画書（別記様式第 1 号の 2）」を作成のうえ、他の添付書類と合わせて申請書類一式として都に郵送してください。
- 消費税及び地方消費税は補助対象外です。税抜きの金額で補助額の申請を行ってください。
- 国の「経営継続補助金」を申請している事業者が本補助金を申請することは可能ですが、同一事業で複数の補助金の交付を受けることはできません。
- 補助金交付申請後、申請された内容については、一定の審査基準に基づき審査を行った上で、補助金の交付事業者を決定します。
- 対象となる事業は、交付決定通知受領後から令和 3 年 1 月 29 日（金）までに実績報告書が提出された事業のみです（交付決定前に着手（契約）している事業は補助対象となりません）。審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を交付します。
- 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに事業実績報告書の提出がないと、補助金は受け取れません。また、支出内容に補助対象外経費が含まれている場合などは、実際に受け取る補助金は、補助金交付決定通知に記載された交付金額より少なくなる場合があります。
- 補助事業の内容等に変更がある場合は、必ず都にご相談ください。
- 補助事業に関する書類（交付申請書等都に提出した書類一式（写し）、交付決定通知書等都から受け取った書類、契約書、領収書等の支払の証拠となる書類等）は、一般の書類と区分し、5 年間保存しなければなりません。
- 事業終了後 3 年間は、毎年度所定の様式で事業の実績報告を都へ報告する必要があります。
- 本事業で取得した財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。
- 事業実施主体は、本公募要領、交付要綱やホームページ等の案内に記載のない事項については、都からの指示に従うものとします。

## 第1 補助事業の概要

### 1 事業の目的

この事業は、新型コロナウイルスの発生に伴う社会情勢の変化のため農産物の販路が失われ、農業収入が減少した都内の農業者に対して、農産物の新たな販路の開拓や6次産業化に向けた設備等の導入を支援することで、経済の下支えとともに農業者の収益力の向上を図ることを目的とします。

### 2 事業実施主体

東京都内に住所があり、下記に掲げる個人又は団体が事業実施主体になり、補助金を申請することができます。

区分	事業実施主体になりうる者	備考
個人	認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に基づき、都の区市町村から農業経営改善計画の認定を受けた農業者
	認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4に基づき、都の区市町村から青年等就農計画の認定を受けた新規就農者
団体	農業経営を行う法人	「農地法」、「農業経営基盤強化促進法」、「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく手続きを経て、農地を保有または使用する権利を有し、都内で農業経営を行っている会社法人、農業協同組合法で定められた農事組合法人、NPO法人等
	農業協同組合	

※法人格を有しない任意団体は、事業実施主体になれません。ご注意ください。

### 3 補助要件及び補助対象事業

(1) 本事業において補助対象とする事業内容、補助率及び事業に要する経費の限度額は以下のとおりです。

補助対象とする事業内容	新型コロナウイルス感染症拡大対策による損失を補填するため、又は今後の影響に対処するための次の①、②のいずれかの取組み ① 農産物の新販路の開拓に向けた設備導入 ② 6次産業化に向けた設備導入
補助率	事業に要する経費の4分の3以内
限度額	事業に要する経費の下限額 500 千円～上限額 20,000 千円

(2) 補助対象とする設備等は以下のとおりです。

事業種目	補助対象設備等	具体的な事例
① 農産物の新販路開拓に向けた設備導入	(ア) 冷却・冷蔵用機器	冷蔵庫、予冷库、保冷库など
	(イ) 検査用機器	品質評価装置など
	(ウ) 出荷用機器	選別・選果機、保冷コンテナなど
② 6次産業化に向けた設備等の導入	(エ) 輸送施設	冷蔵車、移動販売車などの特殊車両
	(オ) 直売用施設	直売スタンド、農産物自動販売機など
	(カ) 加工・貯蔵・包装用機器	食品乾燥機、煮炊攪拌器、低温貯蔵庫、自動包装機、梱包機など
	(キ) (ア)～(カ)の附帯施設	簡易な建物、電気、水道工事（最小限のもの）など

### (3) 留意事項

- ① 本事業で取り扱う「設備等」とは、建物の内部あるいは外部に取り付け又は備え付ける機器類だけでなく、機器類を装備した施設や特殊車両も含むこととします。
- ② 補助対象となる経費は、補助対象設備等の本体の購入費のほか、運搬費や据え付け、配線・配管等のための施工費も含むこととします。
- ③ 補助対象となる経費は、次の(ア)～(ウ)の条件をすべて満たすものとなります。  
(ア) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費  
(イ) 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費

(ウ) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

④ 補助の対象とする設備等の導入事業のうち、次のものは対象外とします。

(ア) トラック、パーソナルコンピューター等、汎用性のある機器など

(イ) 1設備、1施設、1機械あたりの事業費が500千円未満のもの

(ウ) 中古品

(エ) 消耗品のみの導入

(オ) リースによる導入

(カ) 現有設備の単純更新（同機種、同機能）

## 第2 申請手続

### 1 受付開始日及び締切日

**申請受付開始：令和2年7月20日（月）**

**受付締切：令和2年8月31日（月）[郵送：締切日必着]**

### 2 補助金申請の手続の流れ

① 「補助金交付申請書（別記様式第1号）及び「事業計画書（別記様式第1号の2）」を作成してください。

② 受付締切（締切日必着）までに必要な提出物を全てそろえ、ご担当者と連絡先電話番号を明記のうえ、以下に記載の都の提出先の住所まで郵送により提出してください。

郵送の際は、簡易書留又はレターパックプラスの利用をお勧めします。（持参は受け付けません。）

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類等の返却はいたしません。

### 3 申請書類一式の提出先・お問い合わせ先

**東京都産業労働局農林水産部農業振興課**

**〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階南側**

**TEL 03(5320)4833（直通） E-mail: S0000487@section.metro.tokyo.jp**

**本事業のホームページアドレス**

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/>

[nougyou/other/corona0207/index.html](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nougyou/other/corona0207/index.html)

#### 4 応募件数

同一事業実施主体からの応募は1件とします。

※複数応募が判明した場合には、すべて不採択となります（採択後に複数応募が判明した場合も、遡って採択を取り消します）。

#### 5 採択審査

##### (1) 採択審査方法

補助金の採択審査は、提出資料により、「表1：審査の観点」に基づき、都担当者が非公開で行います。

申請内容に関するヒアリングは実施しませんので、提出資料に不備のないよう十分ご注意ください。

##### (2) 結果の通知

採択された事業実施主体には補助金交付決定通知書を、不採択の事業実施主体には不採択通知書をお送りします。

※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

##### (3) その他

本事業によって行おうとする取組と同一内容の取組を行うために本事業以外の国（独立行政法人等を含む。）が助成する事業（補助金、委託費等）の採択・交付決定を受けている場合には、応募の不合理的な重複及び過度な集中を排除するため、採択いたしませんのでご注意ください。

採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。

申請書類一式の提出先を誤ると受理できませんので、お間違えのないようご注意ください。

表1：審査の観点

<b>I.要件審査</b>
次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その応募は失格とし、その後の審査を行いません。 ① 必要な情報がすべて確認できること。 ② 「補助対象者」及び「補助対象事業」の要件に合致すること。 ③ 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること。 ④ 事業実施主体の個人又は団体が主体的に活動する取組であること。
<b>II.加点審査</b>
提出された事業計画書に基づき、以下の点について都担当者が審査を行います。 ① 現状、課題の分析や改善方法が妥当か。 ② 目標の達成が十分に見込まれるものになっているか。

## 6 事業実施期間等

**交付決定通知を受領した日から実施期限（令和3年1月29日（金））までです。**

原則として、実施期限までの間に、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後30日を経過する日、又は令和3年1月29日（金）（必着）のいずれか早い日までに実施事業内容及び経費内容を取りまとめ、実績報告書として提出しなければなりません。

提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。提出が遅れると支払いができない場合があります。

## 7 補助事業者の義務

本事業の採択となった事業実施主体は、以下の条件を守らなければなりません。

### (1) 交付決定

本事業については、事業者の利便を考慮し、応募時に「補助金交付申請書（別記様式第1号）」と「事業計画書（別記様式第1号の2）」及び「誓約書（別記様式第1号の3）」を併せて提出していただき、都でお預かりした後、採択後に正式受理します。

交付申請書の記載にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を予め補助対象経費から除いて申請しなければなりません。

なお、採択となっても、交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます。

また、交付決定を受けても実績報告時に対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう都が連絡します。

### (2) 事業計画書の内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、補助事業の経費の内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止（一時中断）しようとする場合は、都に相談してください。

また、補助事業を廃止（実施取りやめ）しようとする場合は、補助金廃止届（別記様式第4号）により事前に都の承認を得なければなりません。

### (3) 補助金の交付

補助事業を完了したとき、又は中止、廃止の承認を受けたときは、補助金実績報告書（別記様式第6号）を提出しなければなりません。実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

### (4) 補助対象事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

### (5) 財産処分の制限

補助事業により取得した財産（設備等）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。

### 第3 応募時提出資料

用紙サイズはA4判で統一し、左上1か所でクリップ止めをお願いします。

ご自身での確認のため、下表をご利用いただき、用意できた提出物の□に☑（チェック）を付けてください。

また、申請書類等の返却はしませんので、写しをお手元に残すようにしてください。

#### 【補助金交付申請時に提出する資料】

提出資料	必要部数	備考	確認
1 共通			
(1) 補助金交付申請書 (別記様式第1号)	1部	実印を押印してください	<input type="checkbox"/>
(2) 事業計画書 (別記様式第1号の2)	1部		<input type="checkbox"/>
(3) 誓約書 (別記様式第1号の3)	1部	実印を押印してください	<input type="checkbox"/>
(4) 印鑑証明	1部		<input type="checkbox"/>
(5) 施設整備位置図	1部	施設等を整備する場所を示してください	<input type="checkbox"/>
(6) 機械定置図	1部	機械等を設置、保管する場所を示してください	<input type="checkbox"/>
(7) 実施設計書	写し 1部	工事等が必要な場合は作成し、添付してください	<input type="checkbox"/>
(8) 導入する設備等の見積書	写し 1部	経費節減のため、相見積りを取ることをお奨めします	<input type="checkbox"/>
(9) 導入する設備等のカタログ 又はパンフレット	1部	規格品である設備、機械、附帯機器などの仕様がわかるもの	<input type="checkbox"/>
2 個人による申請			
(1) 経営改善計画書又は 青年等就農計画書	写し 1部	農業経営基盤強化促進法第12条 又は第14条の4に基づき、区市 町村長から認定されたもの	<input type="checkbox"/>
(2) 認定農業者又は 認定新規就農者の認定証	写し 1部		<input type="checkbox"/>
3 団体による申請			
(1) 法人登記簿謄本	写し 1部		<input type="checkbox"/>
(2) 定款	写し 1部		<input type="checkbox"/>

【新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金申請関係書類の一覧】

様式等	文書名	備考
別記様式第1号	新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金 交付申請書	必須
別記様式第1号の2	新販路開拓に向けた設備導入支援事業計画書	必須
別記様式第1号の3	誓約書	必須
別記様式第3号	新販路開拓に向けた設備導入支援事業変更承認 申請書	該当者のみ
別記様式第4号	新販路開拓に向けた設備導入支援事業中止(廃止) 承認申請書	該当者のみ
別記様式第5号	新販路開拓に向けた設備導入支援事業事故報告 書	該当者のみ
別記様式第6号	新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金 実績報告書	必須
別記様式第8号	新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金 請求書	必須
別記様式第9号	新販路開拓に向けた設備導入支援事業実績報告 書	必須
別記様式第10号	財産管理台帳	必須
別記様式第11号	新販路開拓に向けた設備導入支援事業により取 得した財産の処分承認申請書	該当者のみ

別記様式第1号（第5関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

〔 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 〕

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第5の1の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 施設整備計画

整備する 施設・機械	受益 戸数	対象 作物	事業 内容	事業量	補助事業 に要する 経費※	負担区分	
						都	その他
					円	円	円
合 計							

※補助事業に要する経費は、消費税及び地方消費税を除く。

3 事業完了(予定)年月日                      令和   年   月   日

4 添付書類

- (1) 認定農業者にあつては経営改善計画と認定証の写し、認定新規就農者にあつては青年等就農計画と認定証の写し
- (2) 施設整備位置図、機械定置図
- (3) その他必要な資料
  - ・ 交付申請にあつては実施設計書、見積書及びカタログ又はパンフレット
  - ・ 実績報告にあつては、出来高設計書、領収書、財産管理台帳、写真、施設及び機械の管理運営規約（団体での共同利用の場合）

別記様式第1号の2（第5関係）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業計画書

第1 事業実施主体が目指す農業経営の改善方法

現 状	課 題	改善方法

第2 目 標

1 共通目標（目標指標：事業実施主体の売上）

単位：千円

事業実施主体名	事業実施年度 (令和2年度)	実施後1年目 (令和3年度)	実施後2年目 (令和4年度)	目標年度 (令和5年度)

2 選択目標<sup>※1</sup>（目標指標<sup>※2</sup>： ）

単位：

事業実施主体名	事業実施年度 (令和2年度)	実施後1年目 (令和3年度)	実施後2年目 (令和4年度)	目標年度 (令和5年度)

※1 選択目標は、事業実施主体が個人の場合は不要とする。

※2 選択目標の指標は、事業内容に沿った任意の1課題以上を選定する。

## 誓 約 書

東 京 都 知 事 殿

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第5の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第16の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第17の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

令和 年 月 日

住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_ 印

- \* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
  - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・暴力団員を雇用している者
  - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第3号（第8関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第8の1の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金 円の変更交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別記様式第1号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

別記様式第4号（第9関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業中止(廃止)承認申請書

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業事故報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

事業の内容	交付決定額	月 日現在の 支 出 額		残 高		支出予定額		事業遂行 不能の場合の 不用額
		補助事業 に要する 経費	補助金額	補助事業 に要する 経費	補助金額	補助事業 に要する 経費	補助金額	
	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計								

3 今後の対応

別記様式第6号（第12関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（記以下については、別記様式第1号の「記」に準じ、変更のある場合、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

東 京 都 知 事 殿

（ 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 ）

新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定の通知のあった標記事業費補助金について、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第15の2の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 内 訳

事業の内容	補助金額	備考
	円	
合 計		

別記様式第9号（第22関係）

（ 番 号 ）  
令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

〔 住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印 〕

### 新販路開拓に向けた設備導入支援事業実績報告書

令和2年度に実施した新販路開拓に向けた設備導入支援事業について、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第22の1の規定に基づき、年度の事業の実績を報告します。

記

事業実施年度	令和2年度	事業実施主体	
--------	-------	--------	--

第1 事業実施主体の活動状況（支援活動実績を含む）

事業実施主体の営農改善状況と1年間の取組状況等	
※ 実施計画に掲げた実施主体が目指す農業経営の考え方に基づき、事業実施主体が実施した取組や効果を記載（取組内容がわかる資料の添付も可）。	

第2 目標達成状況

1 共通目標（目標指標：事業実施主体の売上） 単位：千円

事業実施主体名	事業実施年度 (令和2年度)	実施後1年目 (令和3年度)	実施後2年目 (令和4年度)	目標年度 (令和5年度)
	事業計画時 の金額	上段：計画 (a)		
		中段：実績 (b)		
		下段：達成率 <sup>※1</sup> (c)		
		営農状況 <sup>※2</sup>		

2 選択目標<sup>※3</sup>（目標指標： ） 単位：

事業実施主体名	事業実施年度 (令和2年度)	実施後1年目 (令和3年度)	実施後2年目 (令和4年度)	目標年度 (令和5年度)
	事業計画時 の数値	上段：計画 (a)		
		中段：実績 (b)		
		下段：達成率 (c)		
		営農状況		

※1 達成率(c) (単位：%) は、下記計算式により算出することとする。  

$$\text{実績(b)} / \text{計画(a)} \times 100$$

※2 営農状況は、事業導入による経営改善の効果や、改善が進まない理由などを記入すること。

※3 選択目標は、実施主体が個人の場合は不要とする。

3 事業の評価

※目標年度のみ記入する。

※事業計画に掲げた目標達成の成否、事業実施主体の経営改善効果について総括的に記入する。

## 財産管理台帳

事業実施年度	令和2年度			事業実施主体名				事業名	新販路開拓に向けた設備導入支援事業				
事業の内容				工 期		経 費 の 配 分			処分制限期間		処分の状況		摘 要
事業の内容	工種・ 構造 施設 区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							都補助金	実 施 主体費					
合 計													

- 注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

東 京 都 知 事 殿

住 所  
事業実施主体又は  
事業実施主体の代表者  
氏 名 印

新販路開拓に向けた設備導入支援事業により取得した財産の処分承認申請書

新販路開拓に向けた設備導入支援事業により取得した(又は効用の増加した)財産について、新販路開拓に向けた設備導入支援事業費補助金交付要綱第 23 の 3 の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

- 1 処分の理由
- 2 処分の対象施設等
  - (1) 施設等の名称、所在、型式、数量
  - (2) 事業主体
  - (3) 事業費・補助金額・補助率
  - (4) 施設等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数
  - (5) 現況図面又は写真(添付)
- 3 処分の方法(処分区分)
- 4 取扱いに関する要件の適合について
- 5 納付金額(予定額)

## <補助金の申請窓口>

### 東京都産業労働局農林水産部農業振興課

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階南側

TEL 03(5320)4833(直通) E-mail: S0000487@section.metro.tokyo.jp

応募方法等の詳細は  
こちらからご確認ください

[https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/  
nourin/nougyou/other/corona0207/index.html](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/nougyou/other/corona0207/index.html)



## <事業計画作成の相談窓口>

東京都中央農業改良普及センター

042(465)9882

東部分室 03(3678)5905

西部分室 03(3311)9950

東京都西多摩農業改良普及センター

0428(31)2374

東京都南多摩農業改良普及センター

042(674)5971

東京都島しょ農林水産総合センター

大島事業所 04992(2)1123

新島分室 04992(5)0281

三宅事業所 04994(6)1414

八丈事業所 04996(2)3158

東京都小笠原支庁

小笠原亜熱帯農業センター

04998(2)2104

小笠原営農研修所 04998(3)2129